

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 10
2018年10月



2018年9月11日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第21回口頭弁論が行われました。東日本大震災が起こり、福島第一原子力発電所で電源を喪失し、冷却不能に陥った日から7年と6ヶ月。この日、傍聴に訪れたのは約50名でした。その5日前の9月6日には、平成30年北海道胆振東部地震が起き、41名の尊い命が失われ、道内各地で大きな被害が出て、支援活動が行われている中での裁判でした。

■この日の原告・被告の主張

原告からは、主に被告の責任を問うための主張を書面で提出しています。津波の予見可能性や、「原発事故を防ぐには、いつ、どんな措置をとればよかったのか」という結果回避可能性などについてです。予見可能性についてはほかの裁判ですでに認められていますが、前回の裁判で、「いつ、防潮堤をつくらなくてはならないと予見できたのか、明らかにしてほしい」と言われていました。そのため今回、津波評価技術や長期評価が公表された平成14年(2002年)には敷地を超える津波が襲来することを認識できた可能性と、遅くとも、平成18年(2006年)までにはあったことを主張しています。

この裁判では、「仮に、予見したに基づき津波対策をとったとして、その結果、今回の地震と津波から原発事故を防ぐことができたのか(結果回避可能性)」ということに関心が持たれているようです。

もし、回避することができない、となると、原子力発電所自体の存在が危険なものになってしまいます。回避することができた、とならなければ、「想定できることには限りがあり、想定外の事態が生じたら事故が起き、同じような被害がでる」ことを認めることになり、今後の稼働に課題を残す結果になるわけです。でも、千葉の裁判では、この点で敗訴しています。この裁判は、原子力発

電所の是非を問うものではなく、事故により原告の皆さんが被った損害の賠償を求めるもので、論点が違うということなのでしょう。なんとも、もやもやします。

東電からは、慰謝料の算定のうち、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告の主張に対する反論、国からは、原告が示した結果回避可能性と予見可能性についての主張に対する反論が提出されました。

原告も被告も、裁判が終盤に差し掛かっていることもあり、これまで主張や反論をしてきたことを整理した上で、さらに突き詰めて訴えているように感じます。裁判官が正当な結論を導き出すために必要な情報(証拠)をよりわかりやすく、丁寧に伝えている状況なのだと思います。

■残り少ない意見陳述の機会

この日も原告による意見陳述が行われました。今後の裁判の予定から考えて、原告による意見陳述ができる機会もあと2回ほどでしょうか。何度もお伝えしていますが、意見陳述は原告の皆さんが「何を失ったのか」を裁判所に伝えるために行われているものです。この裁判で求めているのは、原告一人ひとりが失った「くらしそのもの」に対する賠償であり、他の誰かと比べることができない、一人ひとりの固有の日常であり、積み重ねであり、その損害を賠償金額に置き換えた時に価値に違いをつけられない抽象的なものです。この日の意見陳述の最後に「仮に、(故郷に)戻る日が来たとしても、そこには以前と同様の両親、親戚や知人との交流、地域のコミュニティは存在しません」と、原告の方がお話しされました。取り返しのつかないことが起きたという事実を、原告本人が裁判所に伝えることの重要さを、毎回感じています。

この日の進行協議で、裁判所は明確に「再来年の2020年3月に判決を出す。判決を書くまでに6ヶ月欲しい」と伝えたそうです。そこから逆算すると、来年2019年9月に、この裁判は結審※1するということになります。そして、裁判所は、2019年5月14日(火)から17日(金)まで4日間尋

※1 結審→裁判に必要な事実関係や法律関係を明らかにするための証拠調べを全て終えること。この日までに、原告も被告もそれぞれの主張(証拠)を出し切り、書類も提出する。今回は、この結審の時から裁判所が判決を申し伝えるまで6ヶ月かかる。

問を行う、という予定を出しています。5月に尋問を行う、ということは、その前の3月12日に予定されているの第23回口頭弁論期日までに、原告側は全ての証拠を出し切らなければならないそうです。そして、尋問が終わり、結審の日には「最終準備書面」といって、それまでの主張を全てまとめた書類を出すことになります。今後の裁判の流れは、以下の流れになりそうです。

2018年12月18日(火) 第22回口頭弁論期日
2019年 3月12日(火) 第23回口頭弁論期日(予定)
5月14日(火)～17日(金) 原告の本人尋問
9月 結審
2020年 3月 判決

■尋問とは？

尋問とは、「証拠調べ」の方法のひとつです。

この裁判では、原告それぞれが原発事故によって失った「くらしそのもの」に対する損害を賠償するよう求めています。そのために、次の3つの大きな柱を元に損害を立証するための証拠をたくさん提出してきました。



- 1) 責任論・・・事故の責任の所在を追求し、被告に重大な過失があることを明らかにする。
- 2) 損害論・・・「抽象的規範的損害※2（財産的損害）」と「精神的損害」の二つを主張し、事故により受けた損害を明らかにする。
- 3) 因果関係論・・・避難、および避難継続の正当性をその根拠とともに明らかにする。

尋問では、特に2) 損害論と3) 因果関係論についてのやりとりが主になるのではないかと思います。1) 責任論については、東電は最初から無過失責任が決まっているので責任回避はできないし、国の責任については、例えば防潮堤の建設や多重防護については原発の設置に伴う内容なので、原告に聞いて事実が明確になるものではありません。

実際には、この裁判を起こした原告本人が法廷に立ち、提出されたそれぞれの陳述を参考に、一問一答形式で質問に答えます。これを「原告の本人尋問」と呼ぶそうです。弁護士さんによると「原告の本人尋問」は①主尋問（原告側弁護士からの質問）②反対尋問（被告からの質問）③再主尋問④裁判官の質問、という順番で1人1時間かけて行われるそうです。

原告の人数が多いことから、全員の尋問を行うことはできないので、選ばれた14名が尋問を受けます。様々な原告がいる中で、原告団全体の主張を網羅できるように、避難元や家族構成、年代などを踏まえ、決めて行くそうです。今の所、5月14日(火)～17日(金)の各日10時～17時の間に3名～4名ずつの尋問が行われることになりそうです。そして、この尋問もこれまでの裁判同様、席がある限り誰でも傍聴することができるそうです。

■今後の裁判

10月26日、国連の人権専門家が日本政府に対し、福島第一原子力発電所事故の汚染地域に女性や子どもが帰還することについて、被ばくの懸念から見合わせるよう求めました。事故後に日本政府は被ばく線量の許容限度を年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトへ引き上げ、元に戻すように要請が出ているにも関わらず応じていないことを「憂慮している」とも述べています。こういった、国際社会からの批判があることを、残り少ない期日で証拠として出せるのかどうか私にはわかりません。ただ、事故後、被ばく線量の許容限度が20倍に引き上げられたことも、現在そのままになっていることも知らない方が多い中、このニュースは、避難と避難継続の正当性を肯定するプラスの要素だと感じています。

次回12月18日(火)、次々回3月12日(火)で、長く続いた今までのような口頭弁論は終わり、裁判は判決へと近づいていきます。裁判官に関心をもってこの裁判を見続けている人が北海道にたくさんいることを伝えるためにも、傍聴に行きましょう。傍聴人 金榮 知子

※2 抽象的規範的損害→ 原告が受けた損害は、避難をすることにより、具体的にかかった交通費や宿泊費、新たに購入しなければいけなかったものなど、「金額」が出る具体的なものではなく、「事故前のくらしそのもの（これをよく裁判では「従前〔じゅうぜん〕の生活」と言う）」という抽象的なものだが、そういった「従前のくらしそのもの」こそが、この裁判での判断・評価の基準として取り扱うべき損害である、ということ。第12回口頭弁論期日後の進行協議で、当時の裁判長が「従前、従後の生活の差が原告の損害になるのではないか」と話をしていることから、裁判所には、この損害への理解が得られていると思われる。

